

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務(私立) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県教育委員会

公表日

令和7年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県内私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務(受給資格、収入状況の審査等) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項及び第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁総務課
②所属長の役職名	教育庁総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県教育庁総務課 秋田県秋田市山王三丁目1-1 018-860-5111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	--	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からe-Shienを通じて直接マイナンバーの提供を受け、真正性確認を行っていること。	

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の保管及び消去の方法、その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 5②所属長	教育庁総務課長 太田 政和	教育庁総務課長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	評価書番号	12	5	事後	
令和2年7月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県知事	秋田県	事後	
令和2年7月31日	評価実施機関名	秋田県知事	秋田県教育委員会	事後	
令和2年7月31日	I 1③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)	事後	
令和2年7月31日	I 8連絡先	教育庁総務課	秋田県教育庁総務課	事後	
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年10月1日				事後	様式変更
令和6年10月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法 別表123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	
令和6年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 項番113 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項及び第153条	事後	
令和6年10月1日	II 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年10月1日	II 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II 1いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II 2いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	